

## 重症心身障害児・者の実態と、障害者自立支援法への 移行に関する見解

研究協力者 末光 茂：日本重症児福祉協会常務理事

### A. はじめに

重症心身障害児施設が児童福祉法上の施設であり、かつ医療法に基づく病院として位置づけられ、40年余が経過した。当初15～6歳までの寿命と考えられていたこれらの重症心身障害児も寿命が顕著に延び、現在では多くの施設で入所者の平均年齢は40歳を超え、入所者のうち18歳以上が82%を占めるにいたっている（図1）。

児童福祉法下でのきめ細やかな医療、看護、リハビリ、保育・指導を提供できた所以である。今後とも成人に達したあとも一人ひとりにふさわしい支援を、障害者自立支援法の下で維持・発展させるための条件を、提示することとした。

### B. 実態

大島の分類による狭義の重症心身障害児・者は、全国に約3万8000人と推計される。

現在、国立、国立病院機構及び公法人立重症児施設は、全国に193ヵ所、約19,000ベッドが用意されており、いずれも96ないし97%の入所率を占めている。

また、公法人立重症児施設の障害程度を大島の分類で見ると、狭義の重症児（大島の分類1～4）が30年前の47.9%から72.7%へと

増え、周辺児が相対的に減少していることが判る（表1）。さらに「超重症児」・「準超重症児」については、国立病院機構を含む重症心身障害児施設に入所中については、「超重症児」1,426名、「準超重症児」1,958名、あわせて3,384名で、全入所者の約18%を占める。

なお、NICU（新生児集中治療室）等に1年以上長期入院している者は約3,000名で、その他在宅が約1,300名と推計されている。

#### （1）入所待機者

平成20年4月公法人立重症児施設82ヵ所での入所待機者は925名である。東京都、横浜市、大阪市等の大都市圏では入所待機者が顕著に多く、児童相談所での把握にとどまる。そのため施設側ではその実態を把握できていないのが現状である（施設側で欠員ができたときに初めて児童相談所等からの連絡が寄せられている）。そのことから、全国では約3,000名ないし5,000名の入所待機者がいるものと推計される。

「超重症児」・「準超重症児」への入所促進に関する取り組みとして、平成19年度の診療報酬改定により、6歳未満の「超重症児」・「準超重症児」の入院診療加算の増額が行われた。しかし、表2のごとく公法人立重症児

施設では、その年齢層に該当するものは約5%にとどまり、残り95%はその適応外である。

## (2) 在宅重症児への施策

在宅重症児は約25,000名と推計される。そのうち5,000名、約20%が重症心身障害児通園事業を利用中である。そのうち、「超重症児」・「準超重症児」は1,300名に達しているのは、図2のとおりである。

医療機能を有するA型重症児通園でその率は高く、障害者自立支援法で重症児通園が法定化したあと、どのように医療を確保しつつ、「超重症児」・「準超重症児」に対応できるかが、課題となっている。

## (3) 「児・者一貫」問題

前述したごとく、重症心身障害児・者は児童福祉法下での保育・指導とともに、リハビリテーション、そしてきめ細かな医療・看護があわせて提供されるその恩恵下で、児童期から成人期に至るまで一貫した支援が保障されてきた。障害者の晩熟に伴う発達支援の必要性に即したものである。また、専門的支援を行う医師については、常勤医師の6割が小児科医であり、なかでも小児神経科医が中心的役割を果たしている。さらにリハビリステーションスタッフ、そして保育・指導員等については表3のような配置となっている。

## C. 障害者自立支援法下での制度のあり方

18歳未満を児童福祉法下で従来どおりの支援を続けるとともに、18歳以上を障害者自立支援法のもとで、それも児・者一貫した支援

体制を維持するには、現状では4つの可能性が考えられる(図3)。

児童福祉法上の重症児施設に障害者自立支援法下の療養介護施設が併設され、両者が一体的に運営される必要がある。

具体的には、第一に新たな「重症心身障害児・者施設」の枠組みを設け、児・者を一体的に受け入れ、18歳未満は児童福祉法からの費用で、18歳以上は障害者自立支援法からの費用でまかなうというものである。

2番目には、「重症心身障害児病棟」に、「重症心身障害者病棟」を併設することとし、両者は一体的に柔軟運用する。

3番目には、「重症心身障害児施設」に、重症心身障害者に特化した「療養介護施設の2型(仮称)」を併設し、一体的運営をする。

4番目は「重症心身障害児施設」に、現在の「療養介護施設」を併設する。ただし後者の条件、つまり構造、単価や人員配置その他の面は、重症心身障害児・者に十分配慮したものとする。そしてそれを一体的に運営するというものである。

## 年齢分布

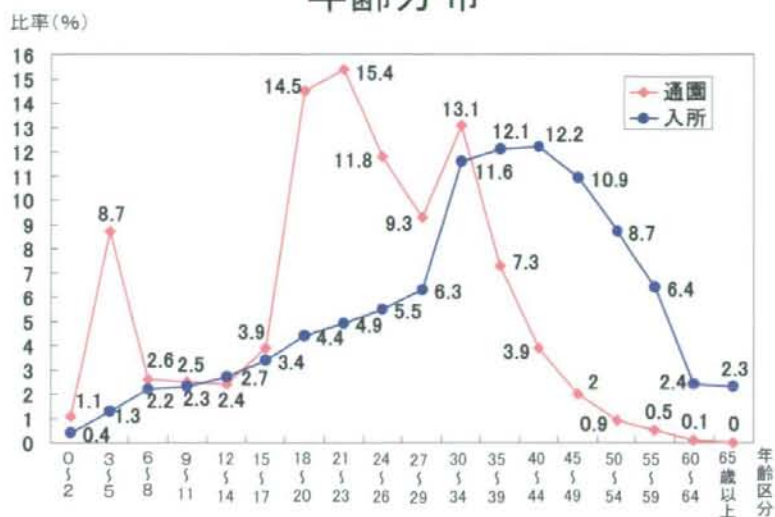


図 1

表 1

### 重症児施設の入所児(者)内訳

区分	昭和50(1975)年		平成19(2007)年		
	入所者	割合	入所者	割合	
I	1,694 人	47.9 %	7,883 人	72.7 %	定義どおりの重症心身障害児(者)、大島の分類1・2・3・4
II	1,465 人	41.5 %	2,300 人	21.2 %	いわゆる動く重症児をさす、大島の分類5・6・10・11・17・18
III	327 人	9.3 %	550 人	5.1 %	重度肢体不自由児(者)、大島の分類8・9・15・16・24・25
IV	48 人	1.4 %	117 人	1.1 %	肢体不自由も知的障害も中軽度のケース、大島の分類7・12・13・14・19・20・21・22・23
合計	3,534 人	100.0 %	10,850 人	100.0 %	

表 2

6歳未満の超重症児者・準超重症児者数(公法人立の2008年4月1日現在)

超重症児者数	987人中63人(6.4%)
準超重症児者数	1,155人中45人(3.9%)



図 2

表 3

公法人立重症児施設職員数 総括表

	人数	医療部門														看護部門				計		
		小児科	精神神経科	整形外科	内科	外科	その他(1)	歯科医師	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	心理療法士	診療放射線技師	薬剤師	臨床衛生検査技師	医療社会事業員	その他(2)	計	看護師		准看護師	看護助手
常勤	278	36	33	80	17	24	20	384	324	179	53	56	185	83	40	118	1,883	3,949	1,248	819	57	6,073
非常勤	308	53	72	173	38	196	91	28	20	20	28	37	35	17	81	1,174	251	144	240	16	851	
兼任	86	6	37	11	5	62	7	103	80	51	14	36	37	49	10	38	612	26	4	4	1	35
合計	652	95	142	264	55	282	118	515	424	250	92	129	237	149	50	215	3,669	4,226	1,396	1,063	74	6,759

	人数	育児部門					管理部門										計		
		保育士	保育士助手	指導員	介護福祉士	その他(4)	定務	会計	医事	その他(5)	栄養士	調理師	調理員等	洗濯員	汽笛手	運転手		その他(6)	計
常勤	1,424	36	1,351	913	588	4,310	307	148	181	138	173	424	123	132	27	73	222	1,948	14,214
非常勤	78	4	61	22	134	300	27	1	16	13	6	29	102	93	5	35	141	468	2,593
兼任	2	6	1	2	11	69	27	26	5	24	34	17	2	3	8	11	226	884	
合計	1,504	40	1,418	937	722	4,621	403	176	223	156	203	487	242	227	35	116	374	2,642	17,691

(注) 1. 平成19年4月1日現在のものである。  
 2. 上段-常勤、中段-非常勤、下段-兼任(他施設との)である。

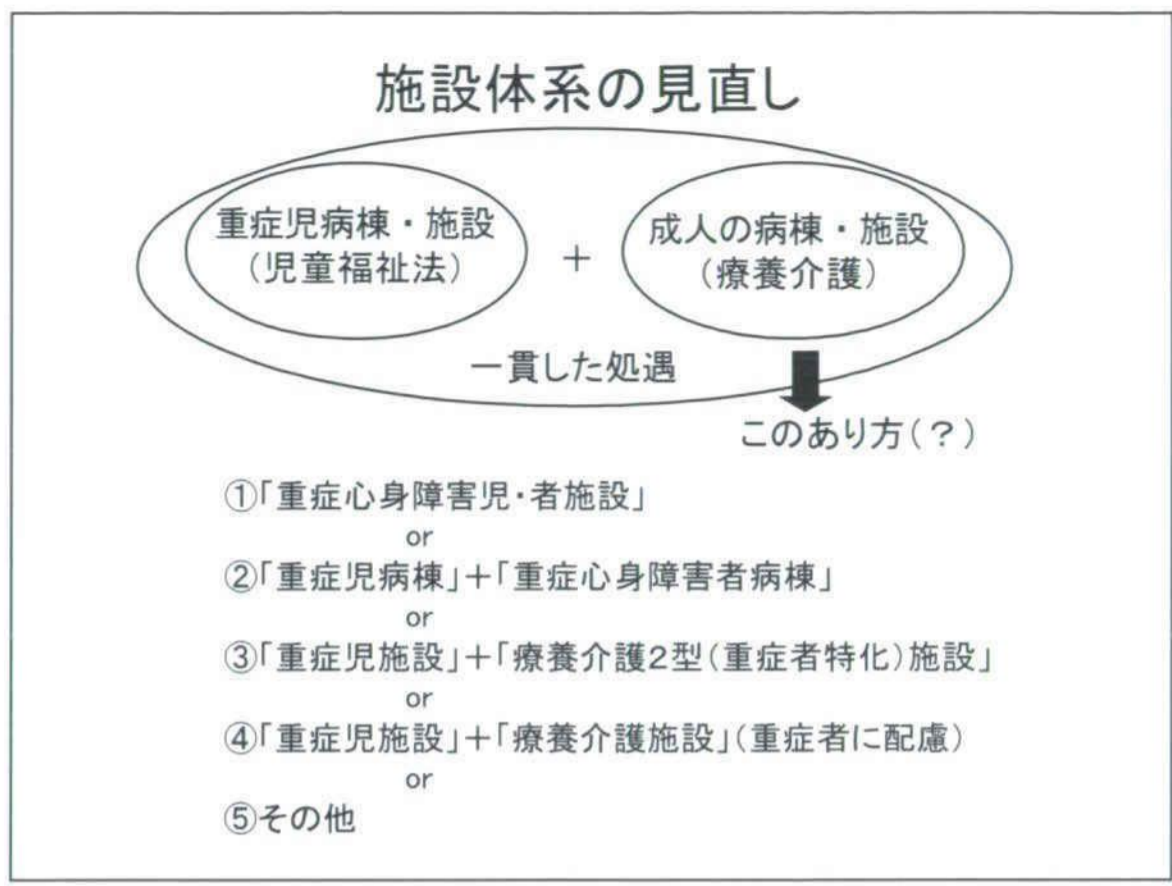


図 3

「障害者自立支援法下での重症心身障害児等に対する  
施設サービスの効果的な在り方に関する研究」総合研究報告書

編集責任者 澤野 邦彦（日本重症児福祉協会理事）

発行日 平成21年3月30日

発行 社団法人 日本重症児福祉協会  
〒162-0051 東京都新宿区西早稲田2-2-8  
電話 03-3204-2202 FAX 03-3204-2205

制作 (株) 藤 印刷  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-13-1  
電話 03-3262-8641(代) FAX 03-3262-8643